狛江市告示第　308号

狛江市自転車等の放置防止等に関する条例（平成９年条例第11号）第12条及び第13条第２項の規定により自転車等を撤去・保管したので同条例第14条第１項の規定に基づき次のとおり告示します。

令和 8年11月20日

狛江市長　松原　俊雄

①

1	撤去日	令和8年11月13日
2	撤去場所	狛江駅周辺
3	保管期限	令和9年1月12日
4	保管場所	狛江市西野川四丁目8番5号　自転車等保管返還場所
5	撤去台数	自転車　１台
		原付　０台

②

1	撤去日	令和8年11月13日
2	撤去場所	路上放置：和泉本町四丁目10番先
3	保管期限	令和9年1月12日
4	保管場所	狛江市西野川四丁目8番5号　自転車等保管返還場所
5	撤去台数	自転車　２台
		原付　０台

狛江駅周辺		令和８年11月13日撤去　保管期限　令和9年1月12日	
整理番号	自転車等の特徴		
	防犯登録	標識番号	色
A　65	なし	STWHP00078	黒
路上放置撤去場所	和泉本町四丁目10番先	令和８年11月13日撤去　保管期限　令和9年1月12日	
整理番号	自転車等の特徴		
	防犯登録	標識番号	色
D　20	調布J92677	V241113517	こげ茶
D　21	府中K24841	A13AK98871	黒